

2019年3月11日

消費者庁消費者政策課

「消費者基本計画工程表」改定素案に関する意見募集担当 御中

消費者基本計画工程表改定素案に対する意見

日本生活協同組合連合会
専務理事 和田 寿昭

日本生活協同組合連合会では、「消費者基本計画」は5年間の消費者行政の骨格を決め、各分野の施策を具体的に進めるための重要な計画として注視しています。以下、消費者基本計画工程表改定素案に対する意見を申し述べます。

I. 主として工程表改定素案に係る事項

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進

現在、関係府省間で実施されているリスクコミュニケーションは、時宜に適ったテーマを選定し取り組まれています。さらに多様な民間団体等の関係者と密にコミュニケーションを行うことが必要と考えます。現在の意見交換会以上に幅広い関係者と意見交換を実施することを工程表本文に明記してください。

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

①新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等

近年、機能性表示食品や「いわゆる健康食品」が増加し、消費者は手軽に購入できるようになりました。しかし、消費者が「いわゆる健康食品」のリスクについて学んだり、機能性表示食品制度に関する情報に触れたりすることはほとんどありません。その結果、特定の成分を濃縮したカプセル剤や飲料等、通常食品では摂取しないような形態や方法による健康被害が発生しています。今後も消費者への継続した情報発信等が必要だと考えます。KPIには各表示項目(食品添加物・栄養成分表示・特定保健用食品・機能性表示食品)に関する理解度が目標値とともに新たに明示され、帯表の細分化も図られましたが、機能性表示食品に対する理解度が他の食品と比べて極端に低くなっているため、理解度を向上させる具体的な施策を工程表本文に明記してください。

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

㉑電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化

LPガスにおける取引については、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」および「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」が公布されましたが、総務省北海道管区行政評価局が実施し2018年10月に結果を公表した調査では、事業者のホームページでの標準的な料金メニューの公表状況について資源エネルギー庁の調査への回答と一部異なる実態があることが判明しました。工程表本文には、関係法令等の適切な執行・運用だけでなく、「適切な実態把握」を通じてLPガスの取引適正化を促すことも明記してください。

また、総務省北海道管区行政評価局が北海道経済産業局に対して発出した改善通知(2018年10月)では、液石法14条書面に必要事項を適切に記載していない、必要な説明を行っていない一要因として無償配管・無償貸与等の慣行があることも指摘されています。この慣行を是正するには、公正取引委員会や国土交通省と連携し、それぞれが所掌する法令等に対する違反事業者に適切な措置を講じることも必要であり、工程表本文に公正取引委員会と国土交通省の施策を追記してください。

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

⑩エシカル消費の普及啓発

「倫理的消費」研究会報告書では、求められる推進方策として4つ示されていますが、現在のKPIは「普及方策の実施状況」ときわめて抽象的です。推進方策として具体的に組み込まれている施策についてKPIとして明記してください。

⑬各種リサイクル法等の普及啓発

各種リサイクル法の普及啓発を行うに当たって、「資源循環ハンドブック2018」の作成などの取り組みが行われていますが、KPIとして掲げられている認知度の向上として、そもそも現在の認知度が明記されていません。具体的な調査方法とともに目標値を追加してください。

⑭食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進

KPIに「食品ロス削減国民運動」に関する認知度の測定方法や目標値を追加してください。

⑮食育の推進

2011年に国際連合が発表した「生活習慣病対策のために世界全体がとるべき5つのアクション」では、世界が優先して取り組むべきアクションとして、「タバコ」の次に「減塩」をあげています。日本人の食塩摂取量の平均値は9.9g（国民健康・栄養調査（平成28年））となっており、厚生労働省が発表した日本人の食事摂取基準（2015年版）の目標量18歳以上男性8g/日未満、18歳以上女性7g/日未満と比較して、多くなっています。こうした状況から、生活習慣病対策として、減塩の取り組みは優先度が高いと考えられます。子どもの時期から減塩を意識した食生活を身につけられるような食育推進の施策を明記してください。

（3）消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

①消費者団体等との連携及び支援等

工程表の実績部分には地方消費者フォーラムの記述があり、「地域の消費者団体によるネットワークの構築状況」がKPIとして設定されています。2018年度から開催方法が見直された地方消費者フォーラムですが、この取り組みのみにこだわらず、地域の消費者団体の相互の連携強化や育成に資する取り組みを強化し、工程表本文に明記してください。

（4）公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保

2016年4月の電力小売全面自由化に際して「規制なき独占」に陥ることを防止する観点から講じられている旧一般電気事業者の低圧需要家向け経過措置料金規制は、2020年4月以降、経済産業大臣が指定する供給区域を除いて撤廃されることとなっています。電力・ガス取引監視等委員会において競争状況の評価、指定解除に係る基準、経過措置料金を存続させる供給区域の指定などについて現在検討が進められていますが、この経過措置料金について消費者の認知度は高くない状況です。2020年4月に規制を撤廃する場合、当該地域の消費者への周知が特に急務であることから、この点についても消費者の理解を増進するための情報提供の推進などに取り組むことを、工程表本文に追記してください。また、規制解除後の事後監視や不当な値上げの禁止について効果的なしくみの導入を検討することも、工程表本文に追記してください。

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

（1）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の適正な運用

消費者裁判手続特例法が2016年10月1日から施行されましたが、差止訴訟

や被害関係回復業務を担う適格消費者団体や特定適格消費者団体の財政基盤は脆弱です。悪質な消費者トラブルが絶えない中で、集団的な被害回復に関わる仕組みは公益のための活動です。民間基金の広報や周知だけでなく、国における財政面の支援を強化することを工程表本文に明記してください。特に適格消費者団体の設立に関する支援だけではなく、幅広い支援を検討すべきです。

なお、この度、2月1日に改訂が行われた適格消費者団体および特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂については、本来国が行うべき適格消費者団体や特定適格消費者団体に対する支援からは逆行するものであり、その必要性には疑問を呈さざるを得ないことを申し添えます。

⑫生活困窮者自立支援法に基づく支援の推進

生活困窮者自立支援制度の任意事業は、自治体の財政状況によりその実施の可否が左右され支援内容の地域格差を生み出すことから、任意事業も必須事業とし国庫補助割合を引き上げることが必要と考えます。特に家計相談支援事業は経済的困窮の改善効果が認められていることから必須事業とし、さらに国庫補助割合の引き上げを図ってください。

また、生活困窮者や多重債務者等の生活支援を目的とする生活再建支援事業（相談貸付事業等）を行う民間非営利組織が活用できる公的信用保証制度等のしくみを検討してください。

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(2) 地方における体制整備

①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等

消費者教育の推進や被害の防止には、地方自治体の体制の整備が必要不可欠です。しかし、2019年度予算は地方消費者行政強化交付金が40億円の要求に対して22億円となり前年比でマイナス2億円にとどまりました。また、全国消費者団体連絡会が実施する地方消費者行政プロジェクトの調査では地方消費者行政強化交付金の使い勝手についても自治体から不満の声が出される状況となっています。2019年1月から地方消費者行政強化キャラバンが政務及び幹部職員によって実施されていますが、地方自治体の状況をよく分析し地方消費者行政の充実・強化に向けて取り組むことを工程表本文に明記してください。

②地域の見守りネットワークの構築（消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体）

高齢者による訪問販売の被害などは、消費者被害防止の観点だけでなく福祉分野にも関係する課題といえます。工程表の本文には既存の他分野ネットワークとの連携について記載がありますが、地方自治体の現場ではそのような既存

のネットワークの有効活用が進んでいない実態があります。他分野の既存の見守りネットワークの活用を含め協議会の設置が円滑に進められるよう調整し、国は先進事例の共有や設置のためのマニュアルの普及を進めるようにしてください。

上記を受けて、工程表の帯表には「協議会設置に向けた課題解決のための先進事例集の作成・公表」に加えて「普及」も明記してください。

また、「協議会設置のためのマニュアル」についても同様に、「作成・公表」の後に「普及」を追記してください。

Ⅱ. 工程表改定素案全体に関わる事項

全体

今回示された消費者基本計画工程表改定素案については、持続可能な開発目標（SDGs）について、別表形式で掲示する対応から、本文などの中でSDGsの理念の実現に資する個別施策として記載が行われていますが、本文との関係でもどのようにSDGsと関係するかが不透明です。少なくともSDGs17の目標や「SDGsアクションプラン2018」の8つの優先課題のどの内容と対応するかを明記するなど関係性が見える化するようしてください。

以上